

更 正 の 理 由

貴法人の国際最低課税残余額に対する法人税の申告書及び同添付書類に記載された事項によりますと、法令の規定に従っていないことが明らかなものや計算誤りがありますので、次のとおり、申告課税標準国際最低課税残余額を更正し又は税額を更正しました。